

第6章 食育の推進

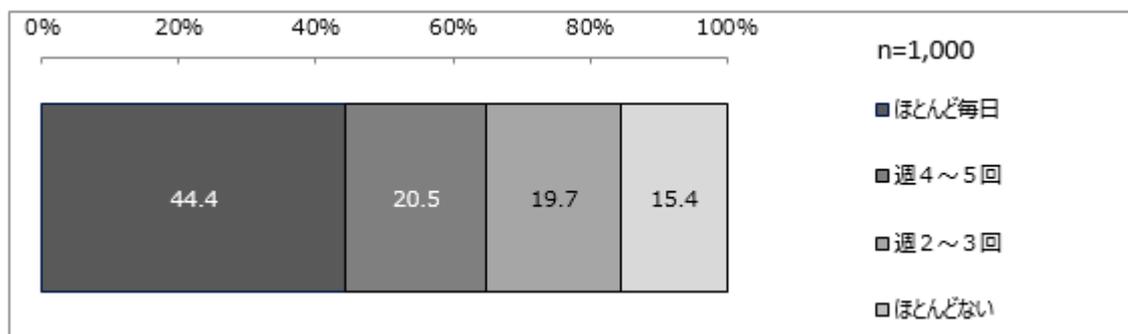
県では、食育基本法に基づき、「食育を通じて生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」を基本理念として、教育・保育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、ボランティア、行政等、食育の担い手となる全ての方々との連携により、県民の食育を推進しています。

第1節 家庭における食育の推進

【現状・課題】

- 平成30年度茨城県県政世論調査において、「家庭での教育で小学校入学までに身に付ける必要があること」については、「朝ごはんの習慣」が69.5%で「好き嫌いせず食べること」は39.3%という状況です。
- 本県の高度肥満傾向児の出現率は、男子が1.22%（全国平均：0.78%）、女子が0.70%（全国平均：0.46%）と全国平均を上回っており、幼少期から肥満が多く見られるという課題があることから、適正体重を目指す必要があります。
- 本県の子どもの食塩摂取量について見ると、およそ7～8割の子どもが目標量を上回っている現状です。味覚は幼少期に形成されることから、家庭をはじめ適塩の普及・啓発を行う必要があります。
- 本県では、主食・主菜・副菜の3つを揃えた食事を1日に2回以上とる日が「ほとんど毎日」という人の割合は、全体の約半数にとどまっています。また、本県は全国有数の野菜の産地ですが、県民の野菜の摂取量は目標量を下回る状況のため、毎日あと1皿（約70g）多く食べることを推奨していく必要があります。特に20歳代は、他の年代に比べ、朝食の欠食率が高いことや、主食・主菜・副菜を揃えた食事を1日2回以上摂る人の割合が少ないこと、野菜の摂取量が少ないことなど、食生活に課題があります。
- 共食（誰かと一緒に食事をする）は、健康で規則正しい食生活や生活リズムに関係し、主食・主菜・副菜を揃えてバランスよく食べていることが分かっています。生活スタイルが多様化する中、平成29年の食育に関する意識調査では、家族と同居している人のうち、朝食を家族と一緒に食べる頻度が「ほとんどない」または「週に1日程度」という人は約3割、夕食を家族と一緒に食べる頻度が「ほとんどない」または「週に1日程度」という人は約1割を占めており、共食の大切さや理解を深め、共食回数を増やしていく必要があります。

■ 主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日2回以上とる頻度



資料：令和2年度ネットリサーチ「食に関する意識」に関するアンケート

【施策展開の方向】

- 子どもの基本的な生活習慣の形成
- 望ましい食習慣や知識の習得
- 家庭における共食等の食育推進
- 働き方改革の促進

【具体的取組（施策）】

- 児童生徒の実態に応じて、家庭科等で朝食摂取の大切さについての指導を行うとともに、保護者会や保護者通知を通して、保護者への理解啓発を図ります。また、つながりの深い教科において単元設定を行い、計画的に指導を行うとともに、保護者への理解啓発を促します。
- 家庭教育ポータルサイトに「子育てアドバイスブックひよこ」、「子育てアドバイスブッククローバー」を掲載し、市町村、幼児教育施設、学校等の関係者と連携しながら、家庭教育学級等において栄養バランスのとれた食事をする事の大切さを保護者に啓発します。
- 児童生徒が、食に関する興味・関心を持つことができるよう、学校教育活動全体を通じて、食育の推進及び学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進します。
- 子どもの頃からの味覚づくりとして、食生活改善推進員や市町村、学校等の関係者と連携し、子どもと家庭に対する減塩や適塩の大切さを普及します。
- 厚生労働省から示された、日本人の長寿を支える「健康な食事」の考え方について周知するとともに、地域の農林水産物を活用した、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を推奨します。
- 家族そろって食卓を囲むなど、健康で豊かな生活のための時間をとることができるよう、中小企業に対する働き方改革の意識啓発や健康経営（※）につながる支援を行います。

※ 健康経営とは、従業員の健康に配慮した取組や企業経営を実施している企業を「いばらき健康経営事業所」として認定し、広く働く世代の健康増進を図るものです。

【関係者に期待する役割】

（市町村）

- 離乳食教室や料理講習会を通じた減塩の調理法の普及
- 食生活改善推進員と連携した親子調理体験等の実施

（市町村、学校）

- 子育てアドバイスブックの活用
- 家庭教育学級等における食育講演会や研修会の開催

（関係団体）

- 出前授業や企業における家庭教育講座の普及（食品関連事業者、大学・専門学校、ボランティア等）

第2節 学校、保育所等における食育の推進

【現状・課題】

- 学校における食育を推進するためには、各学校の食に関する指導に係る全体計画に基づき、各教科や道徳科、給食の時間などにおいて指導を行うとともに、学級担任や教科担任が、栄養教諭、地域の人材等、食に関する専門家を効果的に活用していくことが大変重要ですが、近くに専門家が少ないことなどの理由から実施できていない学校が、本県では小学校が0.6%、中学校が3.7%あるという状況です。
- 健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために子どもの頃から必要な力を身に付けさせることが必要です。
- 保健主事や栄養教諭等を中心に、職員が共通理解を図るとともに、家庭や地域などと連携を図ることで、さらに食育を充実させていく必要があります。
- 将来、安全で健やかな食生活を送るために、高校時代に食の自己管理能力を身に付けることが重要です。
- 地域の食文化や生産・流通・消費の仕組み、農林水産物に関する知識を習得する機会として、学校給食での地場産物の活用をより一層推進する必要があります。
- 保育所及び認定こども園において、食育計画を作成し、計画に基づいて食育を推進していく必要があります。

【施策展開の方向】

- 食に関する指導の充実
- 学校給食における地場産物活用率の向上
- 就学前の子どもに対する食育の推進

【具体的取組（施策）】

- 各小・中学校では、学習指導要領に示された「健康・安全・食に関する資質・能力」の育成を図るため、食に関する様々な体験的な学習等を積極的に取り入れ、児童生徒の食に関する興味・関心を高めるとともに、よりよい食生活を目指そうとする態度を養います。また、食に関する指導の全体計画を作成し、家庭科、技術・家庭科、特別活動をはじめ、学校の教育活動全体を通して食に関する指導の充実を図ります。
- 児童生徒の実態に応じて、つながりの深い教科において食育に関する単元設定を行い、計画的に指導を行います。また、家庭科や生活単元学習等の授業で調理や栽培などの体験を通じた食に関する指導の充実を図ります。
- 小・中学校においては、食育推進のため家庭・地域及び職員間の連携・調整の中核となる栄養教諭等の食に関する専門家を活用するとともに、食に関する指導の確立と、地域の人材や関係機関・団体と連携した実践内容の充実を図ります。
- 高等学校においては、生徒の健全な食生活の実現や心身の健康を図る等食育推進のため、家庭科の授業を中心に、食に関する指導の確立と、地域の専門家等の人材や関係機関・団体と連携し、食の自己管理能力の育成を図ります。
- 高等学校における食育推進のため、家庭科の年間指導計画に食生活について位置付け、食の自己管理能力の育成を図ります。
- 栄養教諭や市町村担当者等を対象とした地産地消セミナーや産地視察研修会の開催により、学校給食における地場産物活用率の向上を図ります。
- 県教育委員会が作成した学校教育指導方針に食に関する指導の充実について位置付け、年間指導計画に基づき、全公立幼稚園、認定こども園において、食育の推進を図ります。
- 保育所及び認定こども園においては、保育所保育指針等を踏まえ「食を営む力」の育成に

向けて、巡回指導等の機会を通じ、児童の年齢や発達状況に応じた食育計画の作成及び評価を指導し、食育計画の作成を働きかけることで、保育所及び認定こども園における食育を推進します。

- 幼稚園及び認定こども園の教職員を対象とした研修会において、食育に関する事例等を周知する等、幼児の望ましい食習慣の育成に努めます。
- 食に関する研修会を通して家庭や地域と連携を図り、食に関する指導の推進体制の整備と実践内容の充実を図ります。

[関係者に期待する役割]

(市町村)

- 調理師会や食生活改善推進員、生産者、食品関連事業者と連携した食育の推進
- 各市町村が策定する食育推進計画により、各園へ方針や目標等を周知

(学校)

- 各関係機関、食生活改善推進員、生産者、食品関連事業者と連携し、各教科等と関連させた食に関する指導を通じた食育を推進

(関係団体)

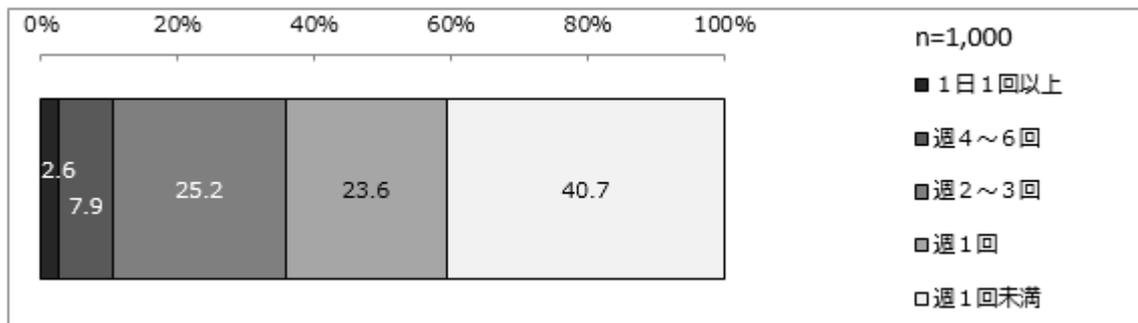
- 職員への研修会等を通じた食育に関する内容充実の促進
- 各施設の食育計画の推進を通じた、保護者との食育の重要性の共有
- 食品関連事業者、調理専門学校、報道機関等の連携による、レシピなどの情報発信
- 家庭教育学級や学校での授業における、食生活改善推進員や地元の企業など、地域人材の活用
- 市町村、教育関係者、農業関係団体の連携による、給食等における地域の農林水産物活用促進に向けた体制整備及び郷土料理の献立や生産者との交流給食の実施
- 各市町村及び学校との連携

第3節 地域における食育の推進

【現状・課題】

- 本県は全国と比較して、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病による死亡率が高く、その要因の一つである食塩摂取量も全国平均より多いことが分かっています。生活習慣病を予防するためには、あらゆるライフステージにおいて食育を推進していくことが重要です。
- 早食い傾向がある人は、そうでない人に比べ、肥満者の割合が高いことから、ゆっくりよく噛んで食べる習慣を身に付けることが必要です。
- 県民の外出や中食の利用頻度は、全体では、週1回未満の人の割合が最も高く、約4割を占めますが、性別や年齢によって差があります。20歳代～50歳代の男性では、約2割が1日1回以上外出または中食を利用しており、週2～3回以上利用する人も合わせると、20歳代・30歳代の男性は約5割を占めます。外出や中食は手軽に利用でき便利ですが、選び方によっては、栄養の偏りや摂取エネルギーの過剰、食塩の摂りすぎを招くため、食事の選択に役立つ情報・栄養情報を発信することや、栄養バランスに配慮した食事を提供することなど、食育を支援する食環境を整備していくことが必要です。
- 男女共に、40歳から64歳までのメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合が全国に比べて高い状況にあるため、若い世代や働く世代を中心とした健康づくりが重要です。
- 本県では、65歳以上の高齢者のおよそ6人に1人が低栄養傾向（BMI \leq 20）にあり、男女とも85歳以上でその割合が高い状況です。
- 栄養バランスのとれた食事をしている者の割合は4割を超えていますが所得別で差がみられています。日本の子どもの貧困率をみると、平成30年の国民生活基礎調査では13.5%で、およそ7人に1人の子どもが貧困に陥っている状況です。

■ 外出・中食を利用する頻度



資料：令和2年度ネットリサーチ「食に関する意識」に関するアンケート

【施策展開の方向】

- 健康寿命の延伸につながる食育推進
- 歯科保健活動における食育推進
- 食品関連事業者等における食育推進
- 若い世代及び働く世代を中心とした食育推進
- 高齢者に対する食育推進
- 専門的知識を有する人材の養成・活用
- 貧困の状況にある子どもに対する食育推進

【具体的取組（施策）】

- 生活習慣病予防のための食・生活習慣の普及について、市町村や職域と連携し、ライフステージに応じた正しい知識の普及を推進します。また、県のホームページや県の公式ヘルスケアアプリ（※）等を活用して情報提供していきます。
- 歯科保健分野からの食育を推進するために、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）」及びオーラルフレイルの概念の普及啓発に取り組みます。
- 適塩メニューを中心としたヘルシーメニュー提供店舗等である「いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店」の指定を拡大していくことで減塩意識を醸成する等、県民の食育を支援する食環境整備を推進します。
- 特に若い世代及び働く世代の健康増進を図るため、従業員やその家族の健康に配慮した取組や健康経営を推進している企業を認定する「いばらき健康経営推進事業」を普及させ、企業が実施する生活習慣病予防のための食習慣の普及を支援していきます。また、食生活改善を効果的に推進するため、社員食堂をはじめとする給食施設の巡回指導等を通じて、栄養管理状況の向上や情報提供に取り組みます。
- 食生活改善推進員による生活習慣病予防のためのスキルアップ事業において、若い世代及び働く世代を中心にアプローチしていきます。
- 栄養士会や食生活改善推進員と連携し、高齢者のフレイル及び低栄養を予防するための知識の普及や、誤嚥や窒息の予防を考慮した食べ方の普及に取り組みます。
- 給食施設従事者の知識及び技術向上を図るため、研修会等を開催するとともに、地域における給食施設間のネットワーク構築等により、情報交換や自己学習の場づくりを推進します。
- 子どもへの生活支援として、児童養護施設等に入所している子どもに対する施設退所後の生活のための支援や、子ども食堂等による食育や居場所づくりの取組等、様々な事情を抱える子どもたちの安定した生活環境を整備するとともに、生活の自立が確立できるよう、適切な支援に努めます。

※ ヘルスケアアプリとは、健康のための取組を行うことで一定のポイントを取得し、貯まったポイントを使うことでサービスの提供が受けられる仕組みであり、県民や企業の方が楽しく、継続的に活動に取り組んでいただけるようなシステムを構築することを目的としています。

【関係者に期待する役割】

（市町村）

- 各ライフステージに応じた生活習慣病予防等の食・生活習慣の正しい知識の普及
- 職域と連携した保健事業の具体的取組の実施による働く世代への生活習慣病予防の効果的な推進
- 市町村における「子どもの貧困対策に関する計画」の策定、子どもの貧困対策の推進

（学校）

- ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）」の普及

（関係団体）

- 事業所の従事者やその家族への生活習慣病予防等の食・生活習慣の正しい知識の普及（医療保険者、事業所等）
- 社員食堂等で適切な食事を選択できる等の環境整備（事業所等）
- 子ども食堂等による食育や居場所づくりの取組

第4節 食育推進運動の展開

【現状・課題】

- 食育を通じた健康づくりを効果的に推進するため、「食育月間」や「食育の日」、「健康増進普及月間」を設定し、食育に係る取組を推進しています。また、減塩の日「いばらき^{おい}味しおDay」も併せて普及啓発し、県民の意識向上を図るため、改めて推進していく必要があります。
- 望ましい食生活の推進のため、料理講習会や研修会等を行っている食生活改善推進員はボランティア活動の中心的な役割を担っています。現在、本県の食生活改善推進員は全国で6番目に多い3,969人ですが、会員の高齢化等に伴い年々減少傾向にあるため、組織育成の支援等をする必要があります。
- 新たな技術の実用化やデジタル化が加速する中、これまで食育推進運動として実施してきた活動や方法について、検討していく必要があります。

【施策展開の方向】

- 食育に関する県民の理解の促進
- ボランティア等の育成支援
- 食育推進運動に資する情報の提供

【具体的取組（施策）】

- 6月の食育月間や毎月19日の「食育の日」を中心に、食生活改善推進員をはじめとした関係者と連携し、食育の重要性を伝える食育スローガン「おいしいな」を継続的に普及します。
- 9月の健康増進普及月間では、健康づくりに関するキャンペーン活動やフォーラム、健康教室等の開催を通じて、減塩・適塩や適切な食習慣の大切さを普及します。
- 毎月20日の減塩の日「いばらき^{おい}味しおDay」を中心に減塩啓発を推進し、県民への減塩の意識付けを強化するとともに、民間企業と連携した減塩イベント等により、減塩メニューレシピの情報発信や減塩商品の販売促進等を実施します。
- 県のホームページの充実により、食育や健康づくりに関するイベント情報、食育や健康づくりに取り組む人材や飲食店等の情報等、効果的な情報発信を行ってまいります。
- 食生活改善推進員による継続的な食育活動の推進を図るため、組織育成の支援を行います。

【関係者に期待する役割】

（市町村）

- 食育月間及び食育の日の取組推進
- 食育スローガン「おいしいな」の普及
- 食生活改善推進員の養成

（学校）

- 食育月間及び食育の日の取組協力

（関係団体）

- 「いばらき^{おい}味しおスタイル指定店」の周知・広報
- 「食育月間」や「食育の日」、減塩の日「いばらき^{おい}味しおDay」の普及啓発（民間企業）

■ 合い言葉「おいしいな」～食育スローガンの活用～

食育を実践するためには、何から始めればよいのか、基本となるものを食育スローガンとしました。食育とは難しいことではなく、普段の生活の中で実践できるものです。
毎月19日の食育の日は、食育スローガンをチェックしてみましょう。

合言葉は

お

い

し

い

な

① おはよう、ごはんを食べましょう

朝食を食べるには、早寝早起が必要になるなど、生活習慣改善の大きなカギとなります。朝食を食べることや、1日3食規則正しく食べることで、生活リズムを整えましょう。

② いただきます、ごちそうさまをいしましょう

命をもらった動植物、食に関わる方々や料理をしてくれる方々の活動があって、私たちは食べ物をいただいています。食べ物を大事にする気持ちや、作ってくれてありがたいの気持ちを表しましょう。

③ しっかり野菜を食べましょう

不足しがちな野菜をしっかり食べましょう。毎日の食事にあと一品野菜のおかずを足すと栄養バランスが整います。

④ いばらきの食べ物を味わいましょう

地域の日常生活や伝統行事等と結びついた食材や料理、食文化は私たちの誇りです。いばらきの豊かな食を味わう機会を大切に、食に関する技術や文化を学びましょう。

⑤ なかよくみんなで食事を楽しみましょう

家族や友人と一緒に食卓を囲み、コミュニケーションをとりながら食事を楽しみましょう。

第5節 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

【現状・課題】

- 都市住民が農林漁業に親しむ機会を増やし、交流を通じた農業・農村の理解促進を図る必要があります。
- 地産地消の取組の推進等により、県産農林水産物の消費拡大を図っていく必要があります。
- 県産農林水産物の魅力を知ってもらうとともに、県産品を買える機会や食べられる機会を増やしていく必要があります。
- 本県水産業を取り巻く環境は、若年漁業従事者・漁業後継者の減少、漁業者の高齢化が著しく進み、厳しい状況にあります。
- 本県産水産物（「いばらきの地魚」）の流通促進と消費拡大を図るとともに、地魚に対する認知度向上を図ることで、地産地消を推進する必要があります。
- 本県銘柄畜産物（常陸牛、ローズポーク、常陸の輝き、奥久慈しゃも）のブランド力をさらに向上し、消費拡大を図るため、各銘柄団体が実施する生産・販売対策について支援していく必要があります。
- 幅広い世代の消費者と生産者の交流や畜産への理解が不足しています。
- 県産肉用牛生産履歴情報のインターネット公開頭数は平成30年度で9,152頭、令和元年度で8,916頭であり、生産者へも本システムについて周知し、より多くの生産者に取り組んでもらうことが公開頭数の拡大のために必要です。
- 畜産経営の大規模化や地域的偏在が進み、堆肥の更なる流通促進が求められています。
- SDGsの達成に向けて、食品の生産、加工、流通、消費の一連のつながりにおける全ての関係者が当事者として、食品ロスの削減に取り組む必要があります。
- 今日の環境問題は事業活動や日常生活に起因するところが多く、事業者や県民などすべての主体が自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に取り組んでいく必要があります。

【施策展開の方向】

- 都市農村交流の推進
- 多様な主体による地産地消の取組の定着・拡大
- 本県産水産物における地産地消の推進
- 本県水産業のPRと担い手の確保・育成の推進
- 本県銘柄畜産物のブランド力の向上と消費拡大
- 生産者と消費者の信頼関係の構築
- 堆肥の生産、流通、適正利用を通じた循環型農業の確立
- 食品ロス削減を目指した取組の促進
- 日常生活の中での環境保全行動を実践・継続・習慣づけるための普及啓発や環境学習の推進

【具体的取組（施策）】

- 研修会の開催等による体験受入れ人材の育成や魅力ある体験プログラムづくりを支援します。また、市民農園や農業体験等、都市農村交流に関する情報をホームページ等で発信します。
- 県民が県産農林水産物を味わう機会を増やすため、県産品を取り扱う量販店、小売店、飲食店等の増加を図ります。
- 関係団体や民間企業等と連携しながら、「茨城をたべよう」シンボルマークの活用によるPRや県産農林水産物を活用したイベント開催等により、地産地消を推進します。
- 「いばらき食と農のポータルサイト」や各種SNS等様々な媒体を活用して、県産農林水産

物の積極的な情報を発信することにより、県産農林水産物の魅力を広めていきます。

- 茨城県農林水産物取扱指定店を増やすとともに、のぼり旗等を掲示し PR することにより、指定店の利用拡大を推進します。
- 一定基準以上「いばらきの地魚」を取り扱う店舗を「いばらきの地魚取扱店」として認証し、いばらきの地魚取扱店認証委員会のホームページや SNS で広報することで、地魚を買える、食べられるお店を紹介し、地産地消の推進を図ります。併せて、同ホームページや SNS を通じて、「いばらきの地魚」の魅力を PR することで、地魚に対する認知度向上を図ります。
- 水産業に関する体験やセミナーを通じ、本県水産業への関心を深めるとともに、将来の水産業を担う人材の育成を図ります。
- 首都圏、関西圏の百貨店や高級飲食店への販路拡大対策を行うとともに、付加価値の創出や高品質化に向けた取組、主要イベント等において常陸牛、ローズポーク、常陸の輝き、奥久慈しゃものブランドアップと PR 活動を行い、他銘柄との差別化対策等の取組を推進します。
- 県産牛肉の生産履歴情報をインターネットで消費者に公開することにより、生産者の顔が見える安心な牛肉として消費者へのイメージアップを図り、消費拡大を目指します。
- 「茨城県堆肥利用推進協議会」に堆肥コーディネーターを設置し、畜産農家と耕種農家をマッチングすることにより、良質堆肥の広域流通を促進する。
- 茨城県食品ロス削減庁内連絡会議を核として、庁内での情報共有や連携はもとより、生産者、食品流通業界、飲食・宿泊業界、消費者団体など幅広い分野との連携を図り、各々の主体的な取組を推進するとともに、相互に協調して食品ロス削減を推進します。
- 市町村・関係団体と連携し、環境に配慮したライフスタイルを実践する県民運動「いばらきエコスタイル」の一環として、省エネルギーな調理方法を推進します。
- 子どもたちが、自らの食生活が様々な人達の活動に支えられていることなどについての理解を深めることができるよう、関係団体と連携しながら、学校における農業体験等の拡大を促します。
- 子どもたちが日常生活と身近な環境との関係を知り、自らどうすればよいかを考え行動することを促すための環境教育プログラムを県内全小・中学校へ配布します。

[関係者に期待する役割]

(市町村)

- 都市農村交流に関する情報提供
- 地産地消の推進のためのネットワーク組織（会議や協議会等）の設置
- 県産農林水産物を活用したイベント等の開催、支援
- 耕種農家の堆肥需要の掘り起こし、畜産農家と耕種農家とのマッチングの推進
- 地域における食品ロス削減のコーディネート、住民等に対する普及啓発

(学校)

- 水産教室の日程調整、児童の引率

(関係団体)

- 農林漁業関係者による農業体験や農泊等の受入れ
- 水産教室の日程調整、市町村・関係団体との全体調整（水産振興協議会）
- 「茨城をたべよう」シンボルマークを活用した商品開発（食品関連事業者）
- 地域特産物や地域限定商品等の販売、県産品コーナーの設置や県産農林水産物を使用したメニューの提供（食品関連事業者）
- 県産農林水産物を活用したイベント等の開催、支援（農業関係団体）

- 生産から消費にいたるまでの地魚に対する認知度向上を図る取組の実施（いばらきの地魚取扱店、茨城沿海地区漁業協同組合連合会、茨城県消費地魚市場協議会）
- 水産業のPR、セミナー講師の派遣（茨城県水産試験場）
- 水産業のPR、セミナー講師の派遣（茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所）
- 漁船によるクルージング体験、セミナー講師の派遣（漁業協同組合）
- 茨城県銘柄畜産物のブランド力向上と消費拡大（茨城県常陸牛振興協会、茨城県銘柄豚振興会、（公社）茨城県畜産協会、常陸の輝き推進協議会、いばらき地鶏振興協会）
- 堆肥生産利用講習会の開催、畜産農家の堆肥生産技術の向上、耕種農家の堆肥需要の掘り起こし、畜産農家と耕種農家とのマッチングの推進
- 主体的な食品ロス削減の取組の実施

第6節 食文化の継承のための活動への支援等

【現状・課題】

- 食生活が多様化する中で、地域の郷土料理や伝統食等の食文化を大切にし、次の世代へ継承を図るため、地域の食生活改善推進員による食文化の継承に関する活動を継続していきます。
- 本県には、文化や伝統に根ざした固有の郷土食や行事食があり、自然の恩恵や食に関わる人々に支えられていることから、これらに対する理解を深めることによって、感謝の気持ちや食べ物を大切にする心を育み、地域の食文化継承をしていく必要があります。
- 県としては、ものづくり教育フェア「あなたのためのおべんとう」コンクールを実施し、課題をもって食生活をより良くしようとする態度を育むとともに、地域の食文化について関心を高める必要があります。

【施策展開の方向】

- 学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用
- ボランティア活動等における取組

【具体的取組（施策）】

- 食生活改善推進員による、食文化継承のための料理本「食・彩・百・景」を活用し、郷土食や行事食の普及啓発活動をします。また、若い世代や子どもを対象に郷土料理等食文化伝承のための講習会を実施するとともに地域伝統野菜の紹介も含めて食文化の継承を行います。
- 地域の食文化や農林水産物に関する知識を習得する生きた教材として、学校給食の献立に郷土料理や地域の農林水産物の活用を推進します。
- 小・中学校教育課程研究協議会等において、学校の教育活動全体で一貫した取組を推進する重要性や、ものづくり教育フェア「あなたのためのおべんとう」コンクールをはじめ、各種食に関するコンクール等を周知するとともに、食育における効果的な指導方法や実践事例を紹介します。

【関係者に期待する役割】

（市町村、学校）

- 食生活改善推進員等と連携した食文化継承のための取組の実施
- 生産者などと連携した食に関する指導の実施

（関係団体）

- 市町村、学校、農業関係団体等が連携した郷土料理の献立や生産者との交流給食の実施。

第7節 食品の安全性の確保

【現状・課題】

- 令和2年度いばらきネットモニターアンケートより、回答者の約3割が食の安全に関して不安を感じている状況です。

【施策展開の方向】

- 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション等の推進
- 食品に関する正確な情報の提供
- 食物アレルギーを含めた食の安全・安心に関する県民参画の推進
- 食品の安全性に関する知識の普及啓発
- 食品表示に関する知識の普及啓発

【具体的取組（施策）】

- 県、食品関連事業者、県民等関係者による食品の安全・安心の確保に関する取り組みについての意見交換や情報の共有化など相互理解を深めるためのリスクコミュニケーションを推進します。また、食物アレルギーを含めた食品の安全性に対する信頼を確立するため、県が行った監視指導や試験検査の情報を県のホームページ等を通じ、速やかに分かりやすく公表します。
- 「茨城県食の安全・安心推進条例」に基づき、県民や食品関連事業者が食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善または廃止について県に提案できる「施策の提案制度」の普及により県民参画を推進します。
- 県政出前講座や講習会、食品衛生フェア等を通じ、食品の安全性に関する知識の普及啓発に努めるとともに、食中毒防止を図ります。また、県民及び消費者団体等が、食品の安全性に関する知識を深めるため、関係する団体等のネットワークづくりを推進することにより、情報の収集及び共有化を支援します。
- 県のホームページやSNS等により食品等の衛生的な取扱いについて注意喚起を行い、家庭内での食中毒発生防止に努めます。また、自然毒性食中毒は致死率が高いものもあるため有毒な動植物に関する誤認、誤食を防ぐため知識の普及啓発に努めます。
- 食品関連事業者の表示担当者を適正表示推進員として養成するとともに、食品表示に関する研修会の開催や講師派遣等により、食品関係事業者及び消費者の適正な食品表示や栄養成分表示への知識向上を図ります。また、食品関連事業者に対する監視指導を行うとともに、食品表示に関するリーフレット等の配布や県のホームページによる情報発信等により、表示制度の周知徹底を図ります。

【関係者に期待する役割】

（市町村）

- ・ 食品の安全・安心に関する知識の普及
- ・ 食品の安全・安心に関する正しい知識を得るための学習会の開催協力

（関係団体）

- ・ 食の安全・安心に関する知識の普及、啓発及び意見交換会の開催
- ・ 食品表示に関する知識の普及